

## 利益相反ポリシー

### 1 目的

本利益相反ポリシーの目的は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会(以下「当会」という)の倫理規定第4条に規定された役員及び職員の遵守事項に関する基本的な考え方や原理原則を明らかにすることにある。

### 2 利益相反の定義

利益相反は、「狭義の利益相反」と「責務相反」とに分けられる。

「狭義の利益相反」とは、外部からの重大な経済的利益などにより、公益法人として必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、又は損なわれたのではないかと第三者から懸念される状態をいう。

「責務相反」とは、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本来の職務における判断が損なわれる、又は怠った状況であると第三者から懸念される状態という。

### 3 利益相反の対象者

当会の役員及び職員(以下「役職員等」という)並びに専門部スタッフ及び各専門委員会の委員、当会の諸制度に基づき登録を行っている者(以下「委員・登録者等」という)を対象とする。なお、対象者のうちの理事については、当会が定める利益相反管理規程に従う。

### 4 基本原則

上記3の対象者は、当会が社会からの信頼を損なわないよう十分に配慮し事業活動を行う。また、公共の利益と当会の利益が同等の重きをもって相反する場合には公共の利益を損なわないようにする。

### 5 利益相反への対応

当会は、役職員等及び委員・登録者等の利益相反行為を防止するとともに、利益相反と思慮される行為が発生した場合の解決に対応するため倫理・コンプライアンス委員会体制を構築する。

### 6 利益相反に関する審査及び審査結果に対する不服申し立て

倫理・コンプライアンス委員会は、役職員等及び委員・登録者等からの自己申告情報に基づき、利益相反状況を審査する。審査を経て利益相反と判断、又は懸念される場合には、関係者への事情聴取を行い改善するよう指導・勧告をする。役職員等及び委員・登録者等は、審査に不服がある場合には、再度、倫理・コンプライアンス委員会に対して審議を求めることができる。倫理・コンプライアンス委員会は、十分に審議を行い、理事会への報告、及び理事会による決定を経て申立者へ審議の結果を報告する。

### 7 情報開示

倫理・コンプライアンス委員会は、利益相反管理規程などへの取り組み状況を開示する。また、本利益相反ポリシー及び利益相反規程等を役職員等及び委員・登録者等へ周知させるとともに、運用状況を定期的に開示する。

### 8 啓発・見直し啓発・見直し

役職員等及び委員・登録者等向けに、利益相反の問題意識を高める専門家による研修等を実施する。さらに、利益相反窓口を設置し、いつでも相談できる体制を作る。また、国内外の経済や社会の情勢の変化、利益相反問題の事例や状況等に応じて、本利益相反ポリシーの見直しを適宜実践していく。

制定日 2022年8月27日